

令和7年度 第3回犬山市子ども・子育て会議 次第

日時：令和8年2月19日(木)

午後1時30分～

場所：犬山市保健センター2階
視聴覚室

1. あいさつ

2. 議事

- (1) 第1期犬山市こども計画代用計画（こども誰でも通園制度）について
- (2) 子ども・子育て支援法による確認申請について
- (3) (仮称) 犬山市こどもの権利条例について

3. その他

(送付資料8点)

- ①令和7年度第3回犬山市子ども・子育て会議次第
- ②令和7年度犬山市子ども・子育て会議委員名簿
- ③子ども・子育て支援法（抜粋）及び犬山市子ども・子育て会議条例
- ④（資料1）第1期犬山市こども計画 代用計画案
- ⑤（資料2）子ども・子育て支援法による確認申請について
- ⑥（資料3）子ども・子育て支援法による確認申請について 法根拠資料
- ⑦（資料4）(仮称) 犬山市こどもの権利条例の記載事項（骨子案）
- ⑧（資料5）(仮称) 犬山市こどもの権利条例 制定スケジュール

【第1期犬山市こども計画 代用計画】

第5章 量の見込みと確保方策

4 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

(19)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

担当:子ども未来課

○全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境整備を進めることを目的として、就労要件を問わず、全ての子育て家庭に対して、月一定時間(10 時間)までの利用枠の中で、柔軟に保育施設等が利用できる新たな通園制度を実施します。

・利用対象児童:0歳 6 ヶ月から満3歳未満の未就園の子ども

■提供体制と確保の考え方

○国を含めた動き

- ・令和6年度 制度の本格実施を見据えた試行的事業として、一部の自治体でモデル事業を実施(給付時間数:月 10 時間を上限)
- ・令和7年度 法律上で地域子ども・子育て支援事業の1つとして位置づけ
- ・令和8年度 全自治体で実施

○本市においては、令和8年度からの事業実施に向け、必要定員数を見込み、受入体制の整備及び確保に努めていきます。

○また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備していきます。

○併せて、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援していきます。

単位:人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(整備量)※ 必要定員数	0歳児	0	2	2	2	2
	1歳児	0	6	6	6	6
	2歳児	0	6	6	6	6
	合計	0	14	14	14	14

※必要定員数:公立及び民間事業者を含む1日当りの最低受入定員数

(国が示す算出方法による)

子ども・子育て支援法による確認申請について

1 確認申請

就学前児童の教育・保育無償化により、教育・保育を行う施設が、子ども・子育て支援法（以下「法」とします。）による給付等を受けるには、次の区分ごとに所在地の市長から支給対象施設としての確認を受ける必要があります。

施設、事業の種別	給付の区分	法規定
認可保育所、新制度移行済幼稚園	施設型給付費	第31条
乳児等通園支援	乳児等支援給付費	第54条の2

この確認事務において、市長は子ども・子育て会議等の意見を聴いたうえで利用定員を定めることとされています。

（法第31条第2項及び法第54条の2第3項）

認可定員が施設設置の物理的基準（面積・人員）に基づき安全かつ適切な保育環境の確保を県等の認可権者が確認し認定する上限数であるのに対し、利用定員は過去の実績や利用見込みに基づき市町村が認める実際の公定価格の算定基礎となる数です。利用定員は認可定員の範囲内で設定されます。

2 申請予定者

現在、令和8年4月1日から運営を予定している次の施設において市長の確認が必用となっています。

種別	施設名	申請事由	給付の区分
認可保育所	にじいろ保育園 羽黒	新設	施設型給付費
幼稚園 （既設）	杉の子幼稚園	私立学校振興助成法に基づく私学助成制度から法による子ども・子育て支援新制度の施設型給付へ移行	
	光明幼稚園		
	光明第二幼稚園		
乳児等通園支援	羽黒南子ども 未来園	新規	乳児等支援給付費

については、利用定員についてのご意見を賜りたいと存じます。

3 利用定員の案

(人)

施設名	クラス	利用定員	認可定員	在園児数 (R8.1.1)
にじいろ保育園羽黒	0歳児	18	18	—
	1歳児	30	30	—
	2歳児	30	30	—
	3歳児	30	30	—
	4歳児	36	36	—
	5歳児	36	36	—
杉の子幼稚園	3歳児	35	35	28
	4歳児	35	35	12
	5歳児	35	35	31
光明幼稚園	3歳児	90	100	58
	4歳児	60	120	52
	5歳児	60	120	58
光明第二幼稚園	3歳児	70	80	64
	4歳児	55	90	50
	5歳児	55	90	56
羽黒南子ども未来園	0歳児	1	1	—
	1歳児	1	1	—
	2歳児	1	1	—

私立幼稚園については、近年の在園児数減少に伴い、運用が可能な範囲での利用定員案を当該園から聞き取りをしています。

○子ども・子育て支援法

認可保育所、新制度移行済幼稚園

（施設型給付費の支給）

第二十七条 市町村は、教育・保育給付認定子どもが、教育・保育給付認定の有効期間内において、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育（地域型保育を除き、第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育（保育にあっては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。）又は幼稚園において受ける教育に限り、同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもにあっては認定こども園において受ける教育・保育又は保育所において受ける保育に限り、満三歳未満保育認定子どもにあっては認定こども園又は保育所において受ける保育に限る。以下「特定教育・保育」という。）を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、当該特定教育・保育（保育にあっては、保育必要量の範囲内のものに限る。以下「支給認定教育・保育」という。）に要した費用について、施設型給付費を支給する。

5 教育・保育給付認定子どもが特定教育・保育施設から支給認定教育・保育を受けたときは、市町村は、当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が当該特定教育・保育施設に支払うべき当該支給認定教育・保育に要した費用について、施設型給付費として当該教育・保育給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該教育・保育給付認定保護者に代わり、当該特定教育・保育施設に支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、教育・保育給付認定保護者に対し施設型給付費の支給があったものとみなす。

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの

区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

○子ども・子育て支援法

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

（乳児等支援給付費の支給）

第三十条の二十 市町村は、乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて、第五十四条の三に規定する**特定乳児等通園支援事業者**（以下この款において「特定乳児等通園支援事業者」という。）の行う第五十四条の二第一項の**確認に係る乳児等通園支援**（以下この款、第六十二条第二項第五号及び第七十二条第一項第三号において「特定乳児等通園支援」という。）を利用したときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付費を支給するものとする。

（特定乳児等通園支援事業者の確認）

第五十四条の二 乳児等通園支援を行う者は、乳児等支援給付費の支給に係る事業を行う者である旨の市町村長の確認を受けることができる。

2 前項の確認は、内閣府令で定めるところにより、乳児等通園支援を行う者の申請により、乳児等通園支援事業所（乳児等通園支援を行う事業所をいう。第五十五条第二項第一号及び第二号並びに第五十六条第一項において同じ。）ごとに、**支給対象小学校就学前子どもに係る乳児等通園支援の利用定員**を定めて、市町村長が行う。

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（仮称）犬山市こどもの権利条例（骨子案）

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利並びにその権利を守るための市、保護者、地域住民等、学校関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、こどもの最善の利益を守るために取り組むべき事項を定めることにより、こどもの権利を守りこどもの健やかな育ちを支援する市の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)

（自分らしく生きるの権利）

第3条 こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 個人の価値が尊重されること
- (2) 自分のことを自分で決めること
- (3) 自分の持つ力を発揮できること。

（のびのびと豊かに育つ権利）

第4条 こどもは、のびのびと豊かに育つため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 休むこと。
- (4) 食べること。

(5) 自然、歴史及び文化等にふれあうこと。

（安全に安心して生きる権利）

第5条 こどもは、安全に安心して生きるため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 命が守られること。
- (2) かけがえのない存在として、愛情をもってそだてられること。
- (3) 健康な生活ができ、適切な医療を受けられること。
- (4) 虐待等あらゆる暴力及び犯罪から守られること。
- (5) あらゆる差別を受けないこと。
- (6) プライバシーが守られること。

（自由に参加する権利）

第6条 こどもは、自分に関わることに自由に参加するため、次に掲げる権利が守られなければならない。

- (1) 意見を表明する機会が与えられること。
- (2) 自分の意見が尊重されること。
- (3) 自分の意見を表明するため、必要な情報の提供その他支援を受けられること。

（保護者の責務）

第7条 保護者は、こどもの養育についての責任を認識し、こどものふれあいの機会を大切にして、こどもが健やかに育つよう努めるものとする。

（地域住民等の役割）

第8条 地域住民等は、こがを地域社会の一員であることを認識し、こどもが地域で健やかに育つよう支援に努めるものとする。

2 地域住民等は、虐待等のあらゆる暴力及び犯罪からこどもを守るため、安全で安心な地域づくりに努めるものとする。

（学校関係者の責務）

第9条 学校関係者は、こども一人ひとりの発達に応じ、子どもが主体的に学び、及び育つことができるとう、必要な支援に努めなければならない。

- 2 学校関係者等は、虐待及び体罰から子どもを守るため、その解決に向け、関係機関と連携していくよう努めなければならない。
- 3 学校関係者は、いじめの発見及び防止に努め、関係機関と連携し、いじめのない社会の実現に努めなければならない。
- 4 学校関係者等は、こどもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない。

（事業者の役割）

第10条 事業者は、地域社会の一員として、関係機関と連携して子どもの権利を守るための様々な取組みに協力するよう努めるものとする。

（市の責務）

第11条 市は、あらゆる施策を通じて、こどもの権利を保障するよう努めなければならない。

- 2 市は、こどもの権利を保障し、健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者（以下「保護者等」という。）と連携及び協働して、必要な施策を実施するものとする。

（こどもの育ちの支援）

第12条 市は、こどもが様々なことを体験し、及び仲間と交流する場を作るなど、豊かな経験を育むことを支援するものとする。

- 2 市は、犯罪、事故、災害その他有害な環境又は危険から子どもを守り、こどもが健やかに育つための環境の整備に努めるものとする。

- 3 市及び学校等関係者は、こども又は保護者が安心して相談できる場を設けるよう努めるものとする。

（子育て家庭への支援）

第13条 市は、保護者が安心して子育てができ、こどもの権利を守りながらその責務を果たすことができるよう、必要な支援を行うものとする。

（虐待又はいじめへの対応）

第14条 市及び学校等関係者は、関係機関と連携し、こどもの虐待、体罰又はいじめ等の防止、早期発見及び速やかな救済に取り組まなければならない。

2 保護者等は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した時は、速やかに児童相談所又は市等に通告しなければならない。

（委任）

第〇〇条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和〇年〇月〇日から施行する。

（仮称）犬山市こどもの権利条例策定スケジュール

■スケジュール

時期	内容
令和8年1月10日（土）	こども若者ミーティング（市内在住の高校生相当の年齢の人）
令和8年2月7日（土）	タウンミーティング
令和8年2月19日（木）	第3回子ども・子育て会議（進捗状況報告）
令和8年2月～3月	意見聴取（中学校3年生）
令和8年4月～12月	条例案作成
令和8年4月～7月頃	アンケートフォームによる意見聴取 教育支援センター訪問 ※詳細未定
令和8年5月～7月頃	意見聴取（市内小中学校）※詳細未定
令和8年7月	第1回子ども・子育て会議（進捗状況報告・骨子案提出）
令和8年10月頃	第2回子ども・子育て会議（修正案提出）
令和8年11月～12月	パブリックコメント
令和9年1月	第3回子ども・子育て会議（上程案提出）
令和9年1月～2月	例規審査会を経て議会へ上程

■意見聴取（中学校3年生）について

月日	学校名	学級数	時限	授業時間
2月26日（木）	東部中学校	4	3	10:35～11:25
2月26日（木）	犬山中学校	6	1	8:30～9:20
3月2日（月）	城東中学校	6	3	10:45～11:35
3月2日（月）	南部中学校	5	5	13:45～14:35

■経過報告

(1) こども若者ミーティング

日 時 令和8年1月10日（土）午後1時30分から午後4時まで
場 所 犬山市役所2階 205会議室
参加者数 14人

(2) タウンミーティング

日 時 令和8年2月7日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
場 所 犬山市役所2階 205会議室
参加者数 14人

(別紙)

令和7年度第3回犬山市子ども・子育て会議 要旨

- あいさつ (兼松子ども・子育て監)
- 資料確認
- 出席報告・会議成立確認
- 議事

(1) 第1期犬山市こども計画代用計画(こども誰でも通園制度)について

事務局

【説明】

委員

今、認可の話が出ました。民間の方のということで、現時点でもう2月の後半に入ってきていて、4月1日から始まる制度なので、どの時点で市としては認可していくのか分かっていたら教えていただきたい。

事務局

どれぐらい認可に時間がかかるのか、というところにもよります。我々も初めて書類を全て審査することになります。お子様をお預かりすることになりますので、面積基準から保育士も配置基準等々、お子様の安全面、お預かりするにあたってのセキュリティの管理であったり、そういった全てのことを確認した上で認可をしていくことになりますので、先行してやられてるところの事例で申し上げますと、やはり1ヶ月から2ヶ月ぐらいはかかるということは聞いております。従って、前後しますが4月からどこの自治体もやってくださいということになりますので、まずは公立の羽黒南子ども未来園で、進捗状況でいいますと4月1日にどうぞっていうところではなく、目指しているところは4月末ぐらいからは利用ができるよう、予約や対応をしていけたらというスケジュール感でございます。

委員

民間の方は少し遅れそうだな、というような。今の説明では分かったんですけども、市民の方に周知していくのはすごく大事だなと思って。スタートが4月1日だと思えば、実は民間の方はまだまだ認定されてない、羽黒南だけっていうと。

様々、その辺スタートが違っていると説明も必要になると思いますので、丁寧にその辺はやっていただきたいという要望であります。

(2) 子ども・子育て支援法による確認申請について

事務局

【説明】

委員

定員案のところ、新しくできるにじいろ保育園羽黒のところの利用定員で教えてください。0歳児18人なので3対1だとか1、2、3歳児が30人でどんな風なクラスの内訳とか保育士の配置基準的なものとか、4、5歳児は36人なのでこれは2つのクラスに割るのかなっていう風な、分かる範囲でいいので教えていただけますか。

事務局

基本的には、今おっしゃられた通りになります。3対1であったりとか、1、2歳の5対1というところは市からも申し上げさせていただいております。

3、4、5歳のクラス数につきましては法人に委ねておりますので、今の時点で把握している状況ではありません。

委員

もう1つすいません。杉の子と光明と光明第二が施設型給付に変わるというのは、1号認定、2号認定、3号認定と同じ感じになるという理解でよかったですか。

事務局

1号認定、2号認定、3号認定と同じになります。ただ、幼稚園は、3号はないです。

会長

確認ですけど、この3園の幼稚園が認定こども園になれるという風に受け取ったらよろしいでしょうか。

事務局

認定こども園ではないです。0、1、2歳児は受けられることなく、3歳以上のいわゆる幼稚園としての施設型給付を受けるという形になりますので、先ほど申し上げました通われているお子様の年齢層が増えるとかそういうわけでもありませんし、中身についても幼児教育をそれぞれの園で進められるという形になります。

(3) (仮称) 犬山市こどもの権利条例について

事務局

【説明】

委員

骨子案から質問をさせていただきたいんですけど、第4条と第5条の違いが非常に分かりにくいんですけど、その辺どういった違いでこう区別をされてるか伺いたいなと思いま

す。

事務局 イメージといたしまして、第4条ののびのびと豊かに育つ権利につきましては、こどもたちがやること、こどもたちが動くこと。食べたい、遊びたい、学びたいなどこどもたちからの動き。第5条の安全に安心して生きる権利は、周りがこどもたちを守っていく。命を守る、愛情を持って育てる、暴力犯罪から守る、プライバシーを守る。

こどもたち側からと周りからっていうイメージで、分けさせていただきます。

委員 ありがとうございます。雰囲気から、そんな感じかなとは思ったんですけど。ということであれば、例えばそういったことが分かるようにこの条文の中に落とし込むことができないのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

事務局 それは書き方の技術の問題だと思いますので、頑張りたいと思います。

会長 次回以降、具体的な言葉につきましては、詰めていくという形で進められればと思います。

委員 私も、骨子案の方から何点か。

まず第1条のところ。これは、こどもの権利並びにその権利を守るための市、保護者、地域、住民等、学校関係者及び事業者のという風になってありますけども、僕は保育関係者ってというのが抜けてるんじゃないのかなと思います。地域住民は入ってるんだけど、犬山で事件があった時には保育園でしたので、そこは入れとくべきじゃないかという風に思います。

事務局 ごめんなさい。記載漏れでございます。第11条に学校等関係者って書いてあるんですけど、定義のところには書こうと思うんですが、学校等関係者のところに保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校とか放課後児童クラブとか記載はしたいと思っております。保育園を除こうとかそういうことは一切ないです。

委員 そこですね、条例で書くとどうしてもこうなるのかもしれませんが、僕はちゃんと明記した方がいいと思います。等というだけで終わらせるんじゃないかって、保育関係とかそういった条文の方が少し分かりやすいんじゃないのかなって。

他市町の事例からこういう風に持ってきているとは思うん

ですけど、犬山市としてはこの条例を作った元は何だったかっていうところを考えると、やっぱりあの事件という風に僕は連想してしまうところがあるので、是非ともここは議論していただきたいなという風に思います。

それから、これも記載ミスだと思うんですけど、第8条のところ。「地域住民等は、こがを」のところがちよっと読み取れなかったところ教えてください。

事務局

保育園の部分につきましては、そこで個別にすると責務の部分はどう表現するかっていうのが出てきます。この辺り、例えば保育及び学校等関係者のように単語として出すとか。

内部検証で保育園の孤立化とも言われておりましたが、保育の視点っていうのが虐待の視点で重要になってきますので、その辺りはここで保育及び学校等関係者、等をどこまで使うか分からないんですけど、そういう形で記載したいと思います。

第8条は、こどもが地域社会の一員であることを認識しているのが書きたかった単語でございます。

委員

スケジュールの経過報告のところで、こども若者ミーティングの参加者14人。それからタウンミーティングが同じく14人。土曜日にそれぞれ開催されてると思うんですけど、開催された事務局として14人が多かったのかどうなのか、どのように周知をして集められたのか教えていただきたい。

事務局

こども若者ミーティングにつきましては、市の場合ですとLINEとかホームページとかで周知させていただきました。サポーターも研修をやったんですけども、そういった方々が関わっておりまして、犬山高校ですとか、総合高校に個別に先生を通してご案内を差し上げまして、えっと高校生年代の方に参加いただきました。高校生年代の子が14人も来てくれたと思ったのが正直な感想です。

タウンミーティングにつきましては、定員30人ぐらいでやったんですけども、ちょっと少なかったんで、こういうことをやる時に、どうやったら関心を持つ方に届けられてご参加いただけるかっていうのはなかなか難しい課題だなとは思っております。周知につきましては、先ほどお話ししたようなLINEとホームページでの周知になりました。

参加者は多かったなとは思えない部分はあるんですけども、そういうことをやる時の市共通の課題という風に思っております。

委員

ありがとうございます。議会なんかでもいろんなイベントをやる時にすごく人を集めるのが大変で、市民との意見交換会っていうものをフロイデでやって、ちょっと有名な人に話をしてもらっても100人集まってないんですね。

だからこの状況っていうのはすごく分かりますけども、今回は、市として事件があつてからのこどもの権利条例を大事なものとして作っていくのであれば、我々昨日も犬山高校の生徒さんと意見交換会っていうのを半年ぐらい前から準備してやっていますんで、例えば本当に意見を聞くのであれば、長い期間かけて学校の方でやっぱり揉んでもらって生徒さんたちで話してもらって、その話した内容がこういったミーティングの場に出てくると非常にいいのかなって。時間の都合でなかなか難しいとは思いますが。

例えば、5月から7月にまた意見聴取、市内小中学校っていうのが書かれてるので、今回の反省点も生かしながらいかに子どもさんたちに落とし込んでいくか。大人はこういうの見ればなんとなくは読み解けるんですけど、子どもたちの権利条例なのに子どもが理解しないまま話ばかり進んでっちゃっても意見っていうのは出てこないと思いますし、興味持つ子もなかなか少ないと思いますんで、せっかくいい条例を作るのであれば、魂のこもった条例にさせていただきたいんで、その辺のやり方が僕は今後課題なのかなと思います。

事務局

おっしゃるとおり、こどもの条例を作りますのでこどもの意見は大切にしつつも、なかなか難しい。そもそも、子どもたちが生きていく中で権利を意識することがほぼほぼないという気がしている中で、権利というものがあつて、それらが大体で守られている前提でみんな生きている、ということからやるのはなかなか難しい話。

来年度の意見聴取を長期スパンでやることはなかなか難しいですが、作ったものを知ってもらうことは大事なことだと思いますので、そういったことは長い目でやっていきたいなと思います。

委員

骨子案の、条例第4条のこどもの自分がすることっていう権利のところ、遊ぶこと、学ぶこと、休むこと、食べることっていうのは分かるんですけど、ここ、1番大事なことは生きることっていうのがないのかなと思って。なんとなくインパクトにかけるというか、やっぱりそれがあつたから、虐待で命を落としてるからこの権利条例ができていくっていう話の中で、生きるっていうことが権利になるのかどうかっていうのは僕はすごく難しいことだと思うんですけど、遊ぶこと、学ぶ

こと、休むこと、食べることの前にいるのかなって気はしたんですけど、いかがでしょうか。

事務局

ちょっと難しいなどは思います。生きる、命を奪われないっていうのは、当然、子どもでも大人でも全くもって完全な大前提になってくるので、そこまで落とし込むかどうかっていうのは正直出てきます。虐待は市長の思いのきっかけではあるんですけども、虐待だとかをあまりにアピールするとその視点になってしまうので、もっと軽い権利、休もうね、食べようねっていうようなものも大切にしていきたいって思ってますので、あんまりそこまで重々のところは入れたくないなっていうのは正直なところではあります。

記載の内容についてはまた色々検討したいとは思いますが、きっかけのひとつであることは間違いありませんが、その辺りにあまりにフォーカスし過ぎてっていうのはちょっと今の時点では記載はそこまでできるかどうか。前文の部分もありますけども、条文の中身の部分にそこまで重い感じのものを入れるかも。

子どもたちにもっと分かりやすく軽い感じのもの、権利っていうのは生きることってもちろん1番大事で1番最初ではあるとは思いますが、そこを入れるかどうかっていうのは考えてという風には思います。

委員

一方で、第9条のところには虐待とかいじめとか子どもにとっては重い話が出てくるんです。ここに繋がるのが、僕はやっぱり生きるというところかな。あの虐待だけじゃなく、いじめで自殺とかいうところも、こういったところに関わってくるのかなっていう気はするんですけど、もしよろしければ、委員さんがどう思ってるかも。

お母さんたちも多くみえるんで、この表現がどうなのかなっていうことがちょっと聞いてみたいな。

委員

私からも関連で。あの事件があるんですけど、先ほど重たいみたいなこともあったんですけど、これ当たり前かもしれないですけど、気づかない当たり前が非常に大事だなと思ってます。

自分も昔、前職が電車の運転手だったんで、9月は本当に嫌だったんですよ。9月はやっぱり子どもが絡む事故多いです。なので、生きることって何というか、この条例を子どもが目にした時に、その時点から人間としての権利なんだってことで。

自分は、せっかくこういう条例を作るのであれば、当たり前

かもしれないですけどその当たりの書き込んでくれるってのはすごい大事だと思いますので、ご検討いただけたら。意見ですのでお願いします。

事務局

例えば第3条のところだと、自分らしく生きるって単語を使っています。第5条のところは安全に安心して生きるとあって、のびのびと豊かに育つとしか書いていないですけど、ここの部分に入れるのが一番わかりやすいのかなど。次に掲げる権利を守らなければならないとか、こどもはのびのびと豊かに育って生きなきゃいけないよっていうのを前提として、個別のところの1、2、3、4、5っていうところだと重軽のバランス的に1個目がすごく重い感じになってしまうので、大前提として、ここの条文のところでは触れていこうかなという風に思います。

会長

事務局のご説明は分かりました。おそらくすごく理念に関わってくるところ、大前提となる当たり前のことを含んだ記載の方法にするのか、もう少し違った方法があるのかとかいろいろなことを、形が出来上がる前に検討しておいた方がいいかと思いますので、何かご意見ございますでしょうか。それこそ子育て中のお母様方、こういう風にも書いてもらったらいいなっていうような感想等でも構わないんですけども、ご意見ございませんか。

委員

今、ご説明のあった内容なんですけど、私は今1番上で4歳のこどもの子育てなので、まだ自分こども自身が生きるとか命を絶つていう判断をできる年齢ではないので、ここの条文に生きるっていう文言を入れるっていう発想があんまりなかったんですけども、やっぱり SNS で動画が拡散されたりとかああいう年代になってくると、その、こども自身の気持ちになると生きるかどうかという判断が自分でできるようになってくる年齢だと、生きてていいんだっていう文言があるといいなっていう風に感じましたので、先ほどご提案があった第4条の最初の文、育つに生きるをちょっと加えるような内容で書かれるとよりいいのかなっていう風に感じます。

委員

私は、生きる権利とすることが怖いなと思いました。自分の中学生の時ですけど、知人が生きる権利を放棄してお亡くなりになられてるんですけども、いじめがあったわけでもない、ご家庭に例えば金銭的トラブルがあったとかそういう訳でもない。

私はこどもだったので、その当時の具体的な心情だったり

とかは分からないんですけど、権利とすることは放棄することも選択肢の中に入ってしまうのではないかっていうのが、いわゆる中学生、高校生になると、これを権利とするならば、この権利を行使しないという考え方を持つ子もいないかなと思うと、それを書くことにちょっと私は怖いなっていう気がします。

委員

非常に難しい内容だなと思うところです。タウンミーティングなどの流れがどういう風だったかにもよると思うんですけど、ここまで案として作られているものがあるって、今後まだまだこどもたちの意見を伺う機会があるということであればこれも提示した上で。そうすると中学生、高校生が、私だったらここにこういう書かれ方をした方がもっと入ってきますとか。犬山市民憲章みたいに、何かあるたびにみんなで読み上げるものに今後もし、なっていくのであればすごくしっかり言葉の扱いにも気をつけていかなきゃいけない問題なんだと思うので。

あと本当に18歳までのこどものための条例文にするっていうのは本当に難しいですね。小学生のものと中高生のものについて思うと、1つのもので作り上げるっていうのは非常に難しいかなという風に。感想です。

会長

理念に関わることなので、非常に難しいと思います。言葉も条例としてふさわしい言葉にするのか、こどもが読みやすいものにするのかとか。

名古屋市などが、条例は条例として大人が使う言葉とかそれを使って、こどもが読めるように言葉を変換しながら柔らかい言葉で新たに発信しているっていうような自治体がありますので、その後どういう風にこどもたちに伝えていくかってことは、次の段階として考えていければいいかなとは思いますが。ただ、形を作っていくにあたって、いろんな思いを形にしていかなければなりません。

今、今後のスケジュールに合わせた形での提案をいただきました。きっかけは生きるっていうことの権利をどうするかっていうところから、皆さんのご意見を賜ってますけれども、これからこんな方法でこどもたちの意見を聞くといいなとかっていうような、今後への提案も含めてでも構いませんので、是非全員の皆様からご発言をいただけるといいなという風に思っております。

副会長

まず条例の骨子案を作ってくださいまして、ありがとうございました。ちょっと路線からずれてしまうかもしれないん

ですけれども、今回のこちらの仮称のところ、まず犬山市こどもの権利条例ということでひらがなの「こ」の字が使われております。で、様々なところでちょっと見させていただく中で、このこどもの権利というようなところで、ひらがなの「こ」と漢字の「子」が混在しているところがございます。

例えば、第11条、こどもの生命がひらがなになっていたり、2のところのこどもの権利がひらがなになってます。と思いきや、犬山市としてこどもをひらがなで扱うのかなと思うと、第9条のところの子どもは漢字の「子」になっています。で、こどもの権利というところでのひらがなの「こ」と漢字の「子」をどういう風な使い分けで使い分けをしておられるのか。こどもたちにとって大事なことだと思うので、教えていただけますでしょうか。

事務局

正直なところ、使い分けというよりかはどっちにしようっていう感覚の揺れだと思っていただけると。こども大綱ですと、概ね40歳ぐらいまでこどもだっていうのもございます。

こどもの権利って言った時に、権利条約とかですと漢字の「子」を使っております。おそらくそれは、まだ平成の時代に国が批准してるんですけども、ひらがなで表記するのが一般的じゃなかった時代だったと思います。こども家庭庁とかも全然なかったですし、こどもは漢字の「子」にひらがなの「ども」が大体一般的な表記だった。うちも、子ども未来課がありますけども、漢字の「子」にひらがなの「ども」でやっております。それは大体18歳までっていう感じ。こども大綱が作られて、それがどんどん広がっていった部分があります。

ただ、守っていくべきこどもの権利となった時に守るのは18歳までなのかな。要するに、自分で表現することが若干未熟であったり、多少こっちは気を付けて守ってあげなきゃいけないレベルの子たちなのかなという風には思いつつ、ただ、今のご時世的にこども大綱とかも広がってるのでひらがなにした方がいいのかなとか。どちらがどうか、何が正解かはない気がしているんですけども。

こどもの権利を守らなきゃっていうのだと漢字なのとかか思いながら、でも最近ひらがなが多いうので悩んでるところが表現を同一にしきれてなかった部分でございます。

副会長

ありがとうございます。今お気持ちを伺って、それがとても大事な事かなという風に思いました。犬山市さんとしてこういうものを作るという以上、こどもの「こ」に込められている思いが何かを明確にしていくことで、きっと受け取り側に

とってもあこういう思いで作っていただけたんだということで、やっぱり気持ちが入り込んでいくと思うので、そこら辺も皆様と一緒にどういう風に受け止めていけばいいのかということをお話し合えたらいいのかなっていう風に思いました。

委員

令和8年の5月から7月頃に市内小中学校に意見を聴取、詳細未定ということなんですけれども、小学生の何年生を対象にして意見を聴取されるかっていうのはまだ分からないかもしれないんですけれども。例えば小学生低学年ですね、意見を聴取するにあたって、こどもの権利条例では内容が理解できるかなっていうところにちょっと不安があって、さっき委員が話したこども向けの権利条例を例えばこの8年の5月か7月頃までには作成できるといいんじゃないかなと思うんですけれども、どう思われますか。

事務局

こどもたちに聞くにあたっては、あまり難しい投げかけ、こどもの権利が具体的にどうこうっていうのを出すつもりはなくて、いくつかこういう権利がみんなにはあるんだよってこちらから、例えば今回4つ書かせていただいたんですけど、そういうものを提示させていただいて、みんなどんなのが大事だと思うっていう感じで投げかけをしていきたいという風には思っております。

権利条約ですと40条ぐらい、こどもの権利っていっぱいあるんですけども、今回の4つに限らずいくつかこどもたちの権利ってこういうのがあるんだよ、こういうのはこういうものだよって具体的な話を少ししながら、とみんなはどういう権利が守られてると、こういうことがみんな自由にできると幸せだな、いいまち、いい生活できてるなって思っていますかという感じで投げかけをして意見を聞いていきたいなという風には思っております。なるべく噛みくだいてやっていきたいなと思っております。

委員

じゃあ、その後に作成するという感じになるんですかね。こどものこども向けの権利、こども六法みたいな感じでこどもが分かりやすく噛み砕いたようなものを作る予定っていうのはありますか。

事務局

先ほど会長とかも言ってみえたりしましたが、ちょっと堅苦しい文章で作ってありますんで、条例ができた後にはこどもに分かりやすいレベルまで頑張って落とし込んで、こどもが読んでわかるようなものは作っていきたい。それがないと、実際我々が伝えたいことがこどもたちに伝えられないので、

そういったものは作りたいと思っております。

委員 まず先ほどからちょっと話が出てるんですけども、多分前回の会議で話が出てたかもしれなくて、ちょっと私も参加してないので分からないんですけど、この条例を作る目的ってのは、さっきあった虐待とかからこのものが作られてるっていう風に捉えてもよろしいんですか。

事務局 市長の思いとしては虐待で小学校 1 年生の児童が亡くなった件があって、こどもたちにも権利があって、それらは守られるべきものであることをみんなが知らなきゃいけないよね、だから権利条例を作るんだという思いがあると認識させていただいています。

ただ、これを作ることが、イコールすぐ虐待がなくなるというものではないとは思いますが、我々は虐待対応もやっていますんで、そちらの視点もあるんですけど、こういう権利を持ってるんだと知ってもらうことが第一歩かなと思っております。

委員 その目的によって、先ほど話がありました生きるためっていう項目を入れるのであれば、その最初の思いもあれば入れていただいた方がいいのかなと思うんですけども、やっぱり私の上の子が 3 年生の子がいますけども、多分そこまで 3 年生だとまだあんまり分からないことだと思います。中学生高校生になるとこういうのが直面してくると思うので、先ほど話されてたように、小学生の子には分かるようなイラスト付きだったりとかを入れていただいて、こども用はこども用を作ってください、まあと親御さんが見られるように親御さん宛にちょっと分かりやすい文章を作ってくださいって思います。

委員 自分の娘が中学生でスマホを持って SNS とかやるんですけど、それを見ていて結構簡単に死にたいとかっていう発言が、友達に死にたいとかっていうのを見る機会があって。私の意見なんですけど、生きててもいいんだよっていうのをこどもたちに 1 番伝えたいっていう思いから、そういう思いもあるのであれば「生きること」っていうのを私は文面に入れていただいた方がいいかなっていうのはあります。

委員 ものすごく根本的なんですけれど、例えば、これを守られていないと感じた時にじゃあこどもたちはどうしたらいいのかとか、逆にこういうことが権利として認められているよって

いう時に認められていないなっていうことが感じる辛さだったりっていうのが、こういうことを定めたりとか目にするによって感じることもあると思うんです。

それに対して何か対処ができることがあるわけではなく、家庭環境だったり、いじめもそうですし、虐待とかもそうだと思うんですけど、それが正当なものではないと感じた時の方が辛かったりっていうのがあるのかなっていうところで、そもそもこのこどもの権利条例っていうものが何をもたらすのかなっていうのがすごくあります。

事務局

今、いろいろ言われていて、確かに虐待とかもありますけど、言われてるみたいに生きるっていうのはいろんな文章の端々には入れてはいるけど目的のところには入れてないんで、生きてていいんだよっていうのを分かってもらうために目的のところに入れるっていうのも1個の方法かなとは思いますが。

委員が言われたのはちょっと難しいことで、表現としていいか悪いか、知らない方が幸せだったことが世の中にはあったりもするっていうのはあって、こういう、権利が侵害されてる時に、えって思った時に何ができるのか。

その相談窓口的なものっていうのがいろいろ全国的にはいくつかは出ております。

学校さんの方でも、こんな一般質問があったんですけども、夏休みの間に何かあった時にはこういうところに電話できるんだよっていうようなチラシを配っていただいたりもしておりますので、こうやって権利条例を作って、こどもたちの権利というものがあるんだよっていうのを周知する。こどもたちにも分かりやすいものを作りたい。それで、そういう時に何かあったらこういうところに電話できるよとか相談できるよっていうのも一緒にやれるといいかなという風に思っています。今年、夏休み前に学校さんがいろいろ配っていただいたものとかがありますんで、電話番号がいっぱいあってこども分かるのかなっていう質問だったんですけど、そういったもので相談の窓口も一緒に記載したようなものができればいいかなという風に思っています。

委員

本当に難しい問題だなということ。3条のところに自分らしく生きるこどもの権利ということですかね、自分らしくっていうこと自体がもう生きる、生きていくよというところではあるので、死んだらいかんとか生きていなきゃいけないとかということじゃなくて、生きることが前提になっている権利なんだろうなっていうのが改めて思っています。

自分は生きているっていうのが普通に思っているんですけど、そういうところじゃない状況にある子たちが何かを見てというところでの救いになるといいかなと思います。

なので、はい、とっても難しいですね。生きていていいんだよというか、生きることを前提にしている前の段階をどう表現していくかっていうことかなって思います。

委員

私も皆さんの意見を聞きながら、本当にこういう文章で作るのはもちろん難しいんですけども、こどもたちがこれを読んで、元々今の自分のままでありのままでよく。

よく話であるんですけども、自分が自分として認められていて、あ、このままでいいんだって思ったり。さっき、知ってしまったっていう話があったんですけど、こどもたちって自分のこの家庭の状況が他所もこういうもんだと思って多分生活してる子も本当に多分いっぱいいて。傍から見たらちょっとどうかなって思うこともその子にとってはそれも普通だったりするので、そういうことで先ほどの話で、あ、ちょっとなんか違った、なんかおかしいとか不安だな、心配だなとか待ってるなっていうことが、この条例ももちろんですけども、何か起こった時にさっき窓口とか言われたんですけど、その時の担任の先生かもしれないし、身の回りの近くの人かもしれないし、誰でも相談できる場所、っていうかそういう安心安全な場所って感じな場所というか、そういうところがあるっていうのを知らせるんじゃなくてそういうのを感じられるように生活できるようにするというか、そういうのがすごく大事だなと思って、なんか文章とかももちろん、なので本当に難しいなと思って聞いてました。

委員

子どもの権利条約っていうのがもう随分前に日本で輸入されて、それでも学校で詳しく教えてもらおうとかそういうことがない中で、なかなか自分事にならなかった。これが、きっかけは悲しい虐待死の事件だったっていうのが何度も出てるんですけども、きっかけはそうであっても犬山市でこどもの権利条例とかっていうの作って、いつでも、こどもも自分にはそうかこういう権利があるんだ、こんなことあったら誰かに相談していいんだとかっていう風なことが自分ごとになりやすくなってくんだなっていう風に思っていました。

文章、本当に条例だから本当に難しいんですけど、子どもの権利条約もこども用のとても簡単なものとかもあるので、こういうのがきつとできていくんだな、意見聴取する時に少しわかりやすいものがあるといいだろうなとも思ったんですけど。

子どもの権利条約ってものがあるんだよっていうのをこの機会に教育現場もそうだし保育現場もそうだし、私たち保育園の職員たちも意識するってことがとても大事なんだなって言うのを思っで見させていただけにいました。

会長

ありがとうございました。本当に理念として考えていくことは難しいし、いろいろな背景の中でいろんな意見が出てくることだとは思いますが、こどもに、生まれながらにしてこども自身が持っている権利ですので、今こどもたちも知らないものであればどうやって伝えていくか。

大人たちも当然知らなきゃいけないことなので、このきっかけになるように条例というものがみんなの意見がきちっと入る形で作られていくといいかなという風に思います。

タイミング的に、こども基本法とかこども家庭庁ができて、こども真ん中、こどもの意見を聞きましょうっていう政府とか国の動きの中のタイミングでこれを作ることになるので、やっぱり行政であったり大人が主導で作っていくのではなくてこどももきちっとこの中に入っていく。こどもたちのためのものであり、当然それが大人たちのものにもなるし、次世代のものにもなっていくっていうようなきっかけとなる条例になるといいなという風には個人的には思っているんです。

けれども、そのためにはこの場でこの意見だけではなく、日頃皆さんがいろんな方とお話しする中でどんな意見があったかとかどういう風に考えてるか、どういう風に伝えていくといいか、っていうようなことなどもぜひ、会議の場だけではなくていろいろな皆さんの生活の中で話題に取り上げていただければいいなという風にも思っています。

会議はスケジュール見ていただくと本当に数限りがあるので、次年度になるともしかしたらメンバーが変わられるかもしれません。でも、これを今このタイミングで作りはじめるとい風に動いていますので、是非パブリックコメントだったりその前のタイミングだったりお子さんを通してでも構わないと思うんですけれども、いろんなところで是非話題にさせていただけるといいなという風に思います。事務局にはそういった意見を十分に集約していただけるとなありがたいなという風に思います。

最後、私も一つ思っていることがあって、条例の中の私自身もちょっと迷っていることなんですけれども、そのこどもを主体的に考えていくなら、3条の自分らしく生きる権利と4条のこどもがのびのびと豊かに育つっていう方が先なのかな。でも、第5条の安心安全に過ごせるっていうことの方が理

念的には先なんではないかとか、ちょっと私自身もどっちがいいかも分からないところですが、なんとなく安心安全な環境があるから育っていけるよねっていう風にも思えるけれど、こどもをまずっていう風に思うのであれば、自分らしく生きる、のびのびと豊かに育つっていう方をあえて出していくっていうことなのか、この辺りも少し今後考えていけるといいなという風には感じているところです。

それ以外にも文言は様々、多分お子さんの意見を聞きながら変わっていくところとかもあるかと思しますので、また次回以降より豊かな議論ができるといいかなという風に感じています。

では、予定されていた議事はこれで終了しましたので、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

事務局

関谷会長ありがとうございました。また委員の皆様、いろいろご意見いただきましてありがとうございます。

こういった意見をいろいろいただきまして、なるべく条例の文書上どうしても分かりにくい部分もありますけども、なるべくこどもに分かりやすいようにできた暁にはそういうものを落とし込みながら読みやすいものもパンフレットみたいな形で作っていきたいなと思っております。ありがとうございます。

本日の会議はこれで終了いたします。お忙しい中長時間にわたり誠にありがとうございました。お帰りの際には交通事故等お気をつけてお帰りいただきたいと思っております。

本日はありがとうございました。

以上